

第 2 回

熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成28年5月13日

開 会 中

場所 第 4 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成28年5月13日(金曜日)

午前10時21分開議

午前10時50分閉会

本日の会議に付した事件

平成28年熊本地震に係る被害状況と本県の  
対応説明

議案第1号 平成28年度熊本県一般会計補  
正予算（第2号）

議案第5号 専決処分の報告及び承認につ  
いてのうち

出席委員(7人)

委員長 浦田 祐三子  
副委員長 増 永 慎一郎  
委員 岩 下 栄 一  
委員 藤 川 隆 夫  
委員 池 田 和 貴  
委員 濱 田 大 造  
委員 岩 本 浩 治

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 古 閑 陽 一  
政策審議監 渡 辺 克 淑  
医 監 迫 田 芳 生  
長寿社会局長 本 田 充 郎  
子ども・障がい福祉局長 松 永 寿  
健康局長 立 川 優  
健康福祉政策課長 野 尾 晴一朗  
健康危機管理課長 岡 崎 光 治  
高齢者支援課長 谷 口 誠  
子ども未来課長 奥 山 晃 正  
子ども家庭福祉課長 富 永 章 子

障がい者支援課長 井 上 康 男

医療政策課長 松 岡 正 之

薬務衛生課長 大 川 正 晃

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文 輝

政務調査課参事 徳 永 和 彦

午前10時21分開議

○浦田祐三子委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第2回厚生常任委員  
会を開会いたします。

本日は、本会議を休憩しての委員会であり  
ますので、審査を効率的に進めるために、質  
疑応答は付託議案に関するもののみに限らせ  
ていただきたいと思います。

また、本日は執行部を交えての初めての委  
員会となりますが、本日の委員会出席者は付  
託議案に関係する職員のみとしておりますの  
で、出席者の自己紹介は省略をいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議  
題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について執行部の説明を求めた  
後、一括して質疑を受けたいと思います。説  
明を行われる際は、効率よく進めるために、  
最初に一度立っていただいた後、説明は着座  
のまま簡潔にお願いをいたします。

初めに、健康福祉部長から総括説明を行  
い、続いて付託議案について担当課長から資  
料に従い、順次説明をお願いいたします。

なお、本日は、災害対策協議会の開催にか  
えて、各常任委員会で筆頭課長から平成28年  
熊本地震に係る被害状況と本県の対応につ  
いて説明をしていただくことになっておりま  
すので、健康福祉政策課長にはよろしくお願  
いを申し上げます。

古閑健康福祉部長。

○古閑健康福祉部長 健康福祉部長の古閑でございます。この1年、大変お世話になりますが、よろしくお祈りを申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

健康福祉部関係の議案の説明に先立ちまして、健康福祉部におきます平成28年熊本地震への対応につきまして御説明を申し上げます。

4月14日の夜と16日未明に、平成28年熊本地震が本県を襲いました。立て続けに2度の震度7を観測した地震は、気象庁の観測史上初めてのことでございます。

この地震により、多くのとうとい命が失われ、多数の家屋倒壊や大規模な土砂崩れなど、県内の広い範囲で極めて甚大な被害が発生しました。

健康福祉部としましては、4月14日の発災直後、全県域において災害救助法の適用を決定し、関係機関と連携の上、被災者に対して、避難所における食料や水の供与、応急仮設住宅の設置など、さまざまな取り組みを行ってきました。

今後も、被災者の救助や一日も早い生活再建に向けて、被災者に寄り添いながら全力で取り組んでまいります。

続きまして、健康福祉部関係の議案等の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係2議案でございます。

まず、第1号議案の平成28年度熊本県一般会計補正予算についてですが、熊本地震により被災した児童福祉施設等の復旧を行う市町村等に対する助成など、総額19億8,000万円余の増額をお願いいたしております。

次に、第5号議案の専決処分の報告及び承認についてですが、災害救助法に基づく救助の実施及び市町村が実施する救助に係る経費の支弁など、総額170億円余を増額する補正

予算について専決処分を行っております。

このほか、その他報告事項として、健康福祉部における地震への対応をまとめた平成28年熊本地震に係るこれまでの対応状況についてを上げておりますが、本日の報告につきましては、お手元の資料にかえさせていただきます。

以上が今回提案しております議案等の概要でございます。詳細につきましては、関係各課長が御説明を申し上げます。なお、関係各課長の説明に先立ち、本県における地震への対応につきまして、健康福祉政策課長から説明をいたしますので、よろしくお祈りを申し上げます。

○浦田祐三子委員長 次に、担当課長から、今回の補正予算の概要等について、順次説明をお願いいたします。

野尾健康福祉政策課長。

○野尾健康福祉政策課長 議案説明の前に、今部長が申しました、平成28年熊本地震に係る被害状況と本県の対応について御説明をさしあげたいと思います。よろしいでしょうか。

○浦田祐三子委員長 はい。

○野尾健康福祉政策課長 では、座って説明します。

お配りしておりますA4の資料の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いします。

表のとおり、今回の地震の特徴としては、最大震度7の地震が、4月14日の前震と16日の本震という形で、短期間に2回発生しております。

2ページの左側に記載しておりますとおり、震度7の地震が立て続けに2回発生し、震度6以上の地震が7回発生するというのは、いずれも観測史上初ということです。

右側に、震度別の地震回数を記載しております。

余震は、現在は減少傾向にありますが、震度1以上の地震は累計で1,300回を超えており、左下にあるとおり、これまでの大地震と比較しても、非常に活発な余震活動を継続している状況にあります。

1枚おめくりいただいてもよろしいでしょうか。3ページは、被害の概要です。データは、5月11日午前の時点になります。

まず、(1)人的被害でございますが、死者68名、行方不明者1名、重軽傷者1,649名となっております。

(2)の住家被害でございますが、全壊、半壊が、未確定なものを含めて、約7万3,000棟の被害状況が上がっております。

(3)避難所及び避難者数でございます。本震の翌日、4月17日のピーク時に比較しますと激減しておりますが、いまだ1万1,000人を超える方が避難所生活をされております。

4ページから6ページにかけては、人的被害、住家被害、避難所及び避難者数の詳細を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

7ページをお開きください。

ライフラインの状況を取りまとめております。

ごらんのとおり、電気、ガス、水道とも甚大な被害を受けましたが、関係各位の迅速な対応により、現時点では、一部の町村の水道を除いて、ほぼ100%復旧しております。

8ページは、各分野別の被害額です。

調査中の分野も多く、掲載している被害額も、今後さらに拡大が見込まれます。なお、農林水産関係は、現時点で既に過去最大の被害額となっております。

1枚おめくりいただいて、9ページからは、発災以降の本県の主な対応事項を記載しております。主なものを説明させていただきます。

4月14日の前震の発生と同時に、本県といたしましては、災害対策本部を設置し、緊急消防援助隊への応援要請や自衛隊への派遣要請など、迅速に初期対応を行いました。

翌15日未明から、被害の大きかった市町村に、順次県職員の派遣を始めました。また、この日から政府調査団が入り、国の現地対策本部も設置され、国と連携した災害対応体制を整えております。

16日の本震後は、1枚おめくりいただいた11ページからになります。まず、4月25日の欄をごらんください。

そこに記載しておりますのは、副知事と議長による政府及び政党への緊急要望活動を行いました。

また、12ページになりますが、5月9日に、同じく知事と議長等により、財政負担に係る特別立法を初めとする要望活動も行ったところでございます。

さらに、4月29日以降は、仮設住宅の着工が始まるなど、生活再建策にも全力で取り組んでおります。

全庁挙げて、引き続き、被災者の方々の生活再建や社会資本の復旧、復興に全力で取り組んでまいります。委員の皆様方におかれましても、引き続き御支援と御協力をお願いいたします。

説明は以上でございます。

それでは、議案のほうの説明に移らせていただきます。

専決処分の報告及び承認につきまして御説明さしあげます。

説明資料のほうの7ページをお開きください。

これは、先ほど部長が冒頭申しましたように、4月27日に専決処分を行い、補正予算を編成したものでございます。説明資料は7ページでございます。

まず、災害救助費でございます。説明欄をお願いいたします。

1の災害救助対策費でございます。

4月14日から発生しました平成28年熊本地震を受けまして、4月15日付で熊本県の全域に災害救助法を適用しており、それに基づいて避難所の設置、応急仮設住宅の供与を初めとした救助の実施に係る費用といたしまして、167億9,536万余を計上しております。

続いて、2の災害弔慰金・見舞金でございます。

災害弔慰金事業につきましては、今回の地震により亡くなられた方の御遺族に対し、災害弔慰金を支給する市町村への負担金といたしまして、2億3,250万を計上しております。

次に、災害援護資金貸付金でございます。説明欄をお願いいたします。

1の災害援護資金貸付金でございますが、これにつきましては、被災者に対し災害援護資金の貸し付けを行う市町村への貸付金といたしまして、4,500万を計上しております。

いずれの事業におきましても、迅速かつ的確な支援を行うとともに、一刻も早く被災者の不安と痛みを軽減するために、必要な予算として4月専決で計上させていただきました。

以上、御報告申し上げます。

○岡崎健康危機管理課長 健康危機管理課長の岡崎でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

公衆衛生災害復旧費で3,779万8,000円を計上させていただいております。

今回の熊本地震で、宇土市にあります熊本県の保健環境科学研究所が被災いたしまして、給水設備が破損いたしました。これによりまして、残留農薬の検査装置が故障いたしまして、その更新のための費用でございます。食品の安全検査のため必要な検査機器がありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、8ページをお願いいたします。

こちらは専決処分でございますが、同じく保健環境科学研究所のウイルス検査、細菌検査のための処理装置の修理及び制御コンピューターの更新に係る費用でございます。こちらは、110万2,000円、専決処分をさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○奥山子ども未来課長 子ども未来課の奥山でございます。よろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

予算関係資料の3ページをお願いいたします。

民生施設補助災害復旧費で11億7,889万円をお願いしております。右の説明欄をごらんください。

全額児童福祉施設災害復旧費でございます。これは、このたびの熊本地震により被災した保育所、認定こども園、放課後児童クラブなど、児童福祉施設等の復旧を行う市町村や社会福祉法人等に対する助成でございます。

施設においては、壁の亀裂や天井の剥がれ、床の隆起などの被害が報告されており、そうした被害の復旧について、熊本市を除く児童福祉施設174施設分の予算を確保しております。

子ども未来課は、以上、1件でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○富永子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課、富永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明いたします。

資料4ページをごらんください。

同じく、児童福祉施設災害復旧費として721万1,000円を計上させていただいております。

す。これは、児童養護施設等3施設に対して、施設の整備費の補助を行うものです。

3施設は、合志市の熊本天使園、益城町の広安愛児園、同じく益城町のこどもレック（L E C）センター、この3施設に対しまして、施設整備費の補助を行うものでございます。3施設は、いずれも壁のひび割れ、屋根瓦の落下等、小規模な復旧工事になるところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○井上障がい者支援課長 障がい者支援課の井上でございます。よろしくお願いいたします。

着座のまま説明させていただきます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

民生施設補助災害復旧費でございますが、7億5,270万円余の補正をお願いしております。

説明欄の1、障がい者福祉施設災害復旧費ですが、被災した障害者福祉施設の復旧を行う社会福祉法人に対する助成でございます。

対象としましては、入所施設が4件、グループホームが5件、児童の通所施設が2件、計11件でございます。

下段の民生施設単県災害復旧費でございます。514万5,000円の補正をお願いしております。

説明欄の1、社会福祉施設災害復旧費の希望の里敷地等災害復旧事業ですが、宇城市松橋町にあります障害者関係施設等が数多く立地します希望の里の敷地内道路ですとか、擁壁に亀裂が多数発生しております。この復旧のための経費でございます。

以上、5月補正予算として7億5,791万円の増額をお願いしております。

次に、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

資料の9ページをお願いいたします。

精神保健費で390万5,000円の専決処分を行

っております。

説明欄の1、精神保健費の災害派遣精神医療チームの活動事業でございますが、災害派遣精神医療チーム、略称D P A Tと言っておりますが、この活動に伴う関係事務費及び熊本D P A Tの活動資材・機材の整備費に要する経費でございます。財源は、全額災害基金繰入金でございます。

障がい者支援課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を名乗って、座ったまま説明をしていただきたいと思います。また、付託議案に関してのみの質疑となりますので、よろしくお願いいたします。

質疑はございませんか。

○藤川隆夫委員 最後に上がった障害のところの精神保健費のD P A Tの件なんですけれども、D P A Tは活動はいつごろまでの予定になっているか、ちょっと教えてください。

○井上障がい者支援課長 今のところ、国のほうと調整をしておりますが、6月いっぱいぐらいは、だんだん対応を減らして、活動をしてもらいたいというふうな要請はしております。

○藤川隆夫委員 今出向いていっているところに関しては、これもやっぱり縮小していくという形なんですかね。

○井上障がい者支援課長 今は幾つもの隊が避難所とかたくさん回っておりますが、1つの隊が回る範囲を広げまして、そういった形

でだんだん派遣隊は少なくしていこうというふうを考えております。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○池田和貴委員 皆さん、本当災害対応、お疲れさまでございます。健康福祉部、本当に大変だったかというふうに思います。

いろいろ付託議案以外で聞きたいことはたくさんあるんですが、今は、それは委員長からもとめられておりますし、大変な時期ですのでやりませんが、本当に皆さん方、現場で大変な対応をされてきたかというふうに思いますので、ぜひ、今回の経験は、きちんとアーカイブするというか、記録に残して、次何かあったときにはそれが生かされるように、ぜひやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

聞きたいことは、今回、まあ補正予算も専決もそうなんですが、地方債の発行がされておりますが、この地方債の発行について、例えば後で交付税措置されるとか、そういった部分はどうなっているのか、教えていただけますでしょうか。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

この地方債の欄については、先日、国への要望を行いまして、特別立法のお願いをしております。

一応、あらかじめ地方債として計上させていただいて、委員から今御指摘があったように、特別交付税措置もするとかしないとかいう協議を、今後継続してやっていくように聞いております。

○池田和貴委員 わかりました。

そういった意味では、これだけ未曾有の災害ですので、ここは本当に重要だろうという

ふうにするんですね。そういった意味では、もちろん私たちも皆さん方と協力してやっていきたいと思っております。ぜひいろんな形で現場の意見を吸い上げて、そういったものが本当に今回の災害で——今までになかったようなものも、被害を受けたやつはデータを吸い上げて、そして対応できないかどうかということも、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。これは要望でございます。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 児童福祉施設も、随分損壊して大変だったと思っておりますけれども、これが夜だったからよかったけれども、これが真っ昼間だったらどんなことになったかなと、非常に背筋の寒くなる思いです。

そういうことで、この災害復旧の過程において、耐震に対する考え方というか、そういうものは入れていただくわけですよ。児童福祉施設の施設復旧の過程において、耐震の配慮といいますかね。ただ単に、壁が落ちた、壁を塗りかえたということではなくて。

○奥山子ども未来課長 子ども未来課でございます。

御指摘のとおり、子供たちが生活する場所ということでございますので、もともと社会福祉施設ということで耐震性のほうをきっちり確保するようにということで設置されておったところですが、復旧に当たっても、そうした面には配慮していきたいと思っております。

○岩下栄一委員 よろしくお願ひします。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○池田和貴委員 今の岩下委員の質問に関連してなんですが、きょう、知事、議案説明のときに、いわゆる創造的復興ということでおっしゃいました。そういった意味では、こういった被害を受けた施設も、再度また地震があったときに、今のただの、もとの復旧でやったら、同じ規模の地震が来たら、また被害を受ける可能性もあるわけですね。

そういった意味では、多分今の法律上は原状回復というところにしか予算措置をされていないというふうに思うんですが、そう考えると、現場のほうからは、今回のそういった被害を受けて、今までの原状回復ではなくて、さらにその耐震に対して強化をしたいとかいうような、そういった御要望というのは出ていないのでしょうか。要望の際ですね。

○奥山子ども未来課長 子ども未来課でございます。

今回、被災を受けた保育所等が複数ございますが、中には、地盤が緩くなって、ここにもう一度建て直したとしても、また新たな地震等が来た場合には危険なのではないかというようなどころもございました。

そういった声がありましたので、国の基準では原状回復ということになっておりますけれども、我々としても、国のほうに、そうした部分については移転ですとか、別のところへの建てかえというところが認められないかということ、現在、九州厚生局のほうにも協議させていただいているところでございます。

○池田和貴委員 既に、そういったことを国に対して要望されているということを知り、安心してしました。ぜひ、そこはしっかりと続けていっていただきたいというふうに思います。

私は、知事が招集された有識者会議、傍聴させていただきましたが、その中でも、やは

りただの復旧、復興ではなくて、これだけ災害が続いている日本列島を考えると、今回、また次にもこういう大きな災害が起きることを前提として、熊本モデルをつくるべきではないかというような議論がされておりました。

そういった意味では、今言った復旧、復興を、この予算措置だけではなくて、厚生局に要望されていたような件も含めて、今後、大規模災害を体験した熊本県として、そういった情報をきちんと主張をしていくようにしていただくことをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 今の岩下委員と池田委員からの御提案というか、質問というのは、とても大切なことかなというふうに思います。想定外のことも見きわめながら、しっかりと進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかに質疑はございませんか。

○岩本浩治委員 このまとめるのが、私にお願いがあったケースでは、例えば、障害の場合は何日まで、高齢の場合は何日まで、子ども家庭課は何日までと、それぞれ日にちが違っておったわけですね。

やはり、それは同じ日にちにしなければ、まだ余震が1,300回以上起きておるわけですから、やはり同日にまとめられたほうが、はっきりした補正予算も組めたのではないかなという感じがするわけでございます。

それともう1点、災害弔慰金・見舞金でございますが、これは市町村が出す場合に負担するという解釈をされているのか。

それと同時に、災害援護資金、これは個人も災害を受けた方々に出すものであるのか。これは、個人に生活貸付資金として県社会福祉協議会がやっているものもありますので、こういう部分の兼ね合いというのは、どうい



うふうに考えてよろしいのかをお伺いしたい  
と思います。

○野尾健康福祉政策課長 まず、災害弔慰金  
でございます。これにつきましては、災害弔  
慰金の支給に関する法律に基づいて支給する  
ものです。

まず、実施主体は、委員おっしゃったよう  
に、市町村が実施します。市町村のほうで条  
例を定めて——法律で定めた金額がありま  
すが、生計維持者が死亡した場合は500万、そ  
れ以外は250万。それを、市町村のほうで、  
関連死を含めまして、死亡ということを認定  
してお支払いいただくと、お支払いいただ  
いた後に、県が4分の1、国が2分の1負担を  
していくという制度になっております。

続きまして、援護資金のお尋ねがあったと  
思います。

社協がやっております貸し付けとは別に、  
この援護資金と申しますのは、若干制度的に  
似通っておりますけれども、まず条件があり  
まして、まず災害救助法が適用された市町村  
において、負傷または住居、家財に被害を受  
けた方ということになっております。

まず、その負傷の場合ですが、世帯主の負  
傷が1カ月以上の負傷でございますとか、家  
財が3分の1の損害でございますとか、あと  
は住宅の半壊、全壊、その諸条件によってそ  
れぞれ貸し付けていく金額が異なってきま  
す。

次にでございますが、貸し付けする場合  
に、所得制限があります。まず、世帯がお1  
人だと、220万が総所得金額、それを下回ら  
ないと貸し付けできませんとか、これが4人  
家族になりますと730万。いわゆる、先ほど  
おっしゃった社協の部分とは若干かぶるとこ  
ろはあるんですけれども、いわゆる災害を受  
けて負傷または住居の被害を受けた方に対し  
て、最高額で350万円の貸し付けを行うこ  
とができるようになっております。

社協のほうは、たしか、記憶が定かではご  
ざいせんが、少額だったというふうに記憶  
しておりますので、今回の災害でお困りの場  
合は、こういうふうな貸付金等も御活用いた  
だいて、生活再建に役立てていただければと  
考えております。

以上でございます。

○本田長寿社会局長 社協関係のほうをちょ  
っと担当しておりますので、少し補足したい  
と思います。

社協のほうの緊急小口というのは、10万あ  
るいは家族が多い場合は20万ということで、  
当面の本当に生活費をつなぐものでございま  
して、非常に要件も緩やかでございまして、  
通常は低所得者でございますけれども、こう  
いう災害の場合には、被災したよという申告  
があればもうそれでいいということで、特に  
書類も、被災証明とかも要らないというこ  
とで、迅速に当面の、ここ1週間、2週間と  
か、1カ月ぐらいの生活費とかを支えるとい  
うことで、小口ですけれども、簡便に使える  
制度になっております。

以上でございます。

○池田和貴委員 今の説明に関連してですけ  
れども、災害援護資金貸付金は、これは全部  
で4,500万、それとも貸付金の総額はもっと  
大きいとか、そういうことですかね。

○野尾健康福祉政策課長 健康福祉政策課で  
ございます。

これは県で貸し付けの原資の負担割合がご  
ざいまして——説明不足で済みません。国が  
3分の2、県が3分の1となっております。  
でございますので、今回の予算積算と申しま  
すのは、九州北部豪雨のときの貸し付け実例  
に基づいて、県で負担すべき金額を計上させ  
ていただいております。

○池田和貴委員 わかりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号及び第5号について、一括して採決をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外1件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外1件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、要望書が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付いたしております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして第2回厚生常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前10時50分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長